

平成 31 年度（令和元年度）の報告に関する結果の修正（令和 7 年 4 月更新）

平成 31 年度（令和元年度）の結果に数字の修正がありましたので、以下のとおり修正いたします。（修正箇所は赤字斜体）

1. 平成 31 年度（令和元年度）の貯蔵に関する報告の集計結果（修正なし）

2. 平成 31 年度（令和元年度）水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

（1）報告を行った事業所数、種類別の報告件数及び年度末管理量

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 317 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源の種類としては「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等がありました。

水銀含有再生資源の報告件数は計 **318** 件、年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の量（⑧年度末に管理していた量：年度末管理量）は計 **395,961** kg（湿重量）及び計 1,301 kg（乾重量）でした。水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表 1 のとおりです。

なお、事業所によって複数種類の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と、水銀含有再生資源の種類別の報告件数の合算値は異なります。

表 1 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量
（平成 31 年度（令和元年度））

		非鉄金属製錬スラッジ	歯科用アマルガム	分析用途で使用された水銀	製品から回収された水銀	酸化銀電池	その他	合計
報告件数（件）		9 (3 %)	264 (83 %)	19 (6 %)	7 (2 %)	15 (5 %)	4 (1 %)	318 (100 %)
年度末管理量 (kg)	湿重量	392,837	82	173	112	636	2,121	395,961
	乾重量	—	112	10	—	1,180	—	1,301

注：管理量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

（2）生じた量、譲り渡した量、処分作業を行った量等

①非鉄金属製錬スラッジ

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量は、計 790,067 kg（湿重量）でした。また、水銀の回収作業が行われたスラッジ量は計 766,011 kg（湿重量）でした。

②歯科用アマルガム

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた歯科用アマルガム量は、計 **108** kg（乾重量）でした。また、歯科診療所等が貴金属リサイクル事業者

に譲り渡した量は計 331 kg（乾重量）¹でした。

③分析用途で使用された水銀

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに分析機器から回収され、水銀含有再生資源として生じた精製前の水銀量は、計 3,556 kg（湿重量）及び計 108 kg（乾重量）でした。また、精製作業が行われた量は計 3,739 kg（湿重量）及び計 71 kg（乾重量）²でした。

④製品から回収された水銀

気圧計等の製品に充填された水銀を再生利用するため、当該製品から回収した水銀を精製する場合がありますが、そのような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに製品から回収され、水銀含有再生資源として生じた水銀量は、計 95.8 kg（湿重量）及び計 74.3 kg（乾重量）でした。また、精製作業が行われた量は計 94.7 kg（湿重量）³でした。

⑤酸化銀電池

酸化銀電池は、正極に酸化銀、負極に亜鉛を使用した一次電池で、過去に国内で製造されたものや海外から輸入されるものの一部に水銀が含まれている場合があります。水銀を含む酸化銀電池から銀や亜鉛を回収する目的で、貴金属リサイクル事業者が酸化銀電池を取り扱う時計屋等から酸化銀電池を譲り受ける場合がありますが、そのような酸化銀電池は水銀含有再生資源に該当します。

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に処分作業（銀、亜鉛回収）が行われた酸化銀電池量は、計 7,011.2 kg（湿重量）⁴でした。また、年度末に管理されていた量は、計 636.0 kg（湿重量）及び計 1,179.5 kg（乾重量）でした。ただし、報告された酸化銀電池の全てに水銀が含まれているわけではないことに留意が必要です。

⑥その他の水銀含有再生資源

平成 31 年度（令和元年度）の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量は、計 466.0 kg（湿重量）でした。また、処分作業が行われた量は、計 4,375 kg（湿重量）⁵でした。

¹ 報告のあったすべての事業者の「譲り渡した量」を集計した値。歯科診療所が貴金属リサイクル業者に譲り渡した報告値と譲り受けた貴金属リサイクル事業者が別の貴金属リサイクル事業者へ譲り渡した報告値が含まれているため、重複があります。歯科診療所等が報告した貴金属リサイクル業者に譲り渡した量は 105 kg（乾重量）でした。

² 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。

³ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を自ら行った又は委託した事業者からの報告値のみで重複はありません。

⁴ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を委託した事業者からの報告値と処分作業を委託された事業者からの報告値が含まれているため、重複があります。

⁵ 製品から回収された水銀の処分作業が行われた量の一部を含みます（⑤製品から回収された水銀と⑥その他の水銀含有再生資源を処分している事業者からの報告を含むため）が、⑤における処分作業を行った量との重複はありません。

(3) 廃棄物となった量

水銀含有再生資源の各種類について、報告対象期間内に廃棄物となった量は表2のとおりです。

表2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀含有再生資源の量（平成31年度（令和元年度））

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途 で使用され た水銀	製品から 回収され た水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		0 (0%)	0 (0%)	4 (57%)	1 (14%)	0 (0%)	2 (29%)	7 (100%)
廃棄物と なった量 (kg)	湿重量	—	—	75	—	—	865	940
	乾重量	—	—	—	74	—	—	74

注：パーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀含有再生資源の管理者は、指針に基づき、水銀含有再生資源を環境上適正に管理することが求められています。水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置（別紙参照）の実施報告件数は図1のとおりです。なお、「譲渡・委託先への情報提供」は、水銀含有再生資源を譲渡する場合や、保管、運搬又は処分作業を他者に委託する場合に必要な措置であり、全ての水銀含有再生資源管理者に求められる措置ではありません。

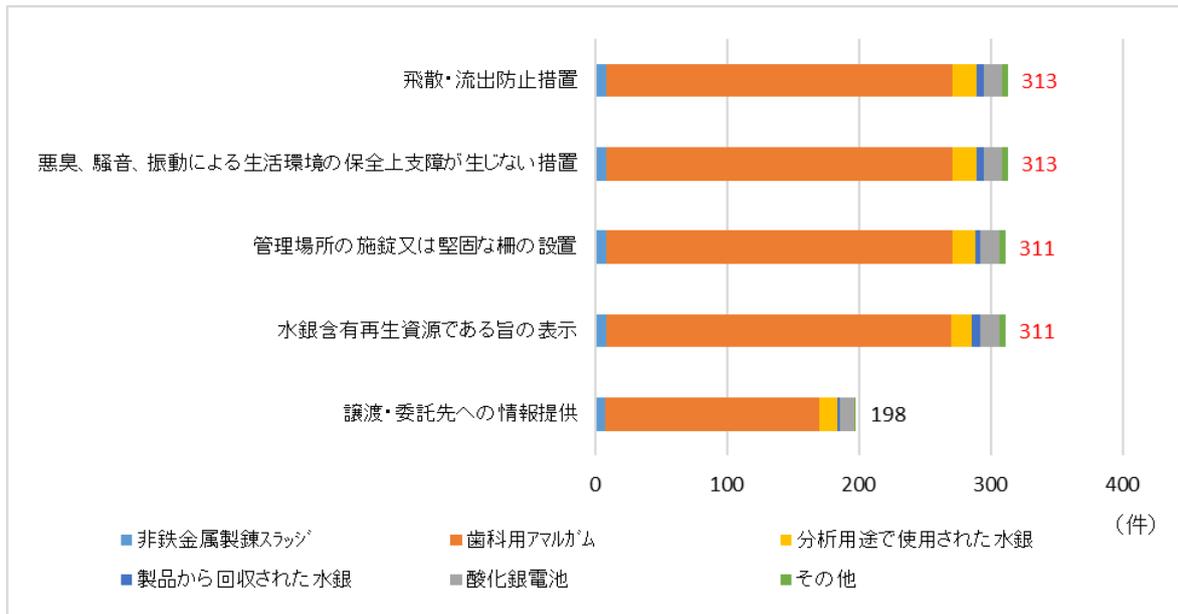


図1 水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置の報告件数（平成31年度（令和元年度））

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修及び社内勉強会（23件）
- 水銀含有再生資源の管理に関する手順書等の作成（7件）
- 安全データシート（SDS）作成（5件）
- 定期点検（1件）

(別紙) 水銀含有再生資源の管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1. 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
2. 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
3. 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
4. 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

1. 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
3. 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
4. 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

（出典：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）